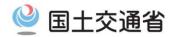
交通政策審議会海事分科会第111回船員部会資料(2019年4月26日)

内航船員の労働実態調査結果



内航船員の労働実態調査概要1



1. 本調査の趣旨

平成29年度に開催された「後継者確保に向けた内航船の乗組みのあり方等に関する検討会」において実施された業務実態調査について、内航船員の労働実態を把握する観点から、比較的近年のデータとして有用であると考えられるため、実施に当たって協力を得た日本内航海運組合連合会の了解を得て、集計・整理し直したもの。 (なお、再整理に当たっては、特に労働環境が厳しいとの指摘がある貨物船とタンカーを対象として、集計・整理し直した。)

【参考】調査の実施方法(平成29年度)

〇 実態調査趣旨

近年、内航船に乗り組む船舶職員に求められる知識・技能や役割が変化していると考えられ、特に、主機及び補機、その他機器類が高性能化しているなど、機関士に求められる知識・技能や役割が変化してきているように見受けられる。また、同様に、労働環境も変化していると見受けられる。

このことから、技術的な変化を適正に評価するため、内航船における業務実態を調査するもの。

- 〇 調査対象
- (1)対象船員

船舶職員を含む運航に携わる船員

(2)対象内航船舶

以下の①~③の区分毎に3隻ずつ実施

- ①対象船種(3種類):貨物船、タンカー、旅客船
- ②航行区域(2種類)):沿海区域、限定近海区域
- ③総トン数:~200、200~、500~1600~
- 〇 対象船舶の抽出

日本内航海運組合総連合会及び(一社)日本旅客船協会の仲介のもと、協力していただける内航事業者の船舶

〇 調査期間

平成29年7月から9月までの間の1月間

〇 調査内容

航海当直、機関当直、事務作業、保守整備作業、荷役作業、その他の作業に従事した時間を調査票に記入。

○ 回答にあたっての前提

調査の分析において、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「船員法」の違反があった場合であっても、当該違反を問わない。

内航船員の労働実態調査概要2



- 2. 今般の再整理の対象とした有効回答数
- ・回収できた回答の中から、連続就業日が20日間に満たない者を除いて集計。
- 対象隻数:貨物船17隻、タンカー24隻、計41隻(参考:内航船舶数 5,223隻(H29年度末))
- 対象船員数:287人分、8,897人日分の労働時間(参考:内航貨物船員数20,653人(H29年10月))

有効回答数の分布(船舶数・船員数)

		隻数	船員数(人)	人日数
貨物船	750t以上	6	55	1,705
	750t未満	11	53	1,643
	計	17	108	3,348
タンカー	750t以上	11	111	3,472
	750t未満	13	68	2,077
	計	24	179	5,549
合	計	41	287	8,897

- 3. 再整理にあたっての留意事項
 - ・当該調査は職務に着目して1か月間の作業時間を調査したものであり、一部の船員は調査期間中に 人員交代している場合もあり得るが、3か月など長期間連続乗船が一般的であるため、同一の船員が 1か月連続乗船したと仮定して労働時間を集計した。
 - 労働時間の集計は、事業者から提出された調査票に記載された作業時間を機械的に合計した。

再整理結果のポイント



1. 月間総労働時間【4ページ】

内航貨物船員は総実労働時間が長い傾向。これは、休日がない連続労働によるものと考えられる。 (陸上労働者に置きかえると、相当な長時間の所定外労働をしていることになる。)

2. 長時間労働者の発生状況 【5~8ページ】

- (1) 1日の労働時間が14時間を超えた船員が発生した船舶の割合は、貨物船で35.3%。タンカーで66.7%。
- (2) 1週間の労働時間が72時間を超えた船員が発生した船舶の割合は、貨物船で35.3%。タンカーで45.8%。
- (3) 1日の労働時間が14時間を超えた船員の割合は、貨物船で8.3%。タンカーで30.7%。
- (4) 1週間の労働時間が72時間を超えた船員の割合は、貨物船で8.3%。タンカーで16.2%。

3. 荷役による作業負担の状況【9ページ】

荷役時間の長さと労働時間の長さには相関関係が見られた(1日の労働時間が14時間超の船員と14時間以内の船員の間で、荷役を除いた労働時間にはさほど大きな差は見られなかった)。

4. 労災認定基準との関係(試算)【10ページ】

船員の労災認定も、陸上労働者と同様の基準で審査されており、このうち労働時間に関する基準 (1ヶ月間に100時間又は2~6ヶ月間平均で月80時間)との関係で機械的に計算すると、相当割合の 船員がこの基準を超えていることになる状況。

1. 内航船員の月間総労働時間(各部別)



内航貨物船員は総実労働時間が長い傾向。これは、休日がない連続労働によるものと考えられる。 (陸上労働者に置きかえると、相当な長時間の所定外労働をしていることになる。)

船員の労働時間 [287人・31日分]

	総実労働時間 所定内 所定外		労働日数	
合計 (287人)	238.06 時間	209.85 時間	28.21 時間	29.86 日
甲板部 (180人)	236.74 時間	207.91 時間	28.83 時間	29.78 日
機関部 (88人)	238.12 時間	210.06 時間	28.06 時間	30.10 日
事務部 (19人)	250.23 時間	227.25 時間	22.98 時間	29.47 日

所定内労働が建設業と同じと仮定した場合・・・

船員の総実労働時間 238.06時間

164.9時間

73.16時間

労災認定基準

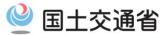
- •複数月80時間
- 単月100時間

参考:一般労働者の労働時間(31日分) [毎月勤労統計調査 平成29年10月分結果確報(事業所規模5人以上)]

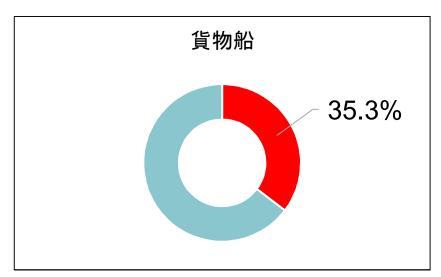
	総実労働時間			労働日
		所定内	所定外	ノ」(封) 口
一般労働者 計	170.9 時間	156.0 時間	14.9 時間	20.4 日
建設業	180.3 時間	164.9 時間	15.4 時間	21.8 日
運輸業,郵便業	187.6 時間	159.7 時間	27.9 時間	20.9 日

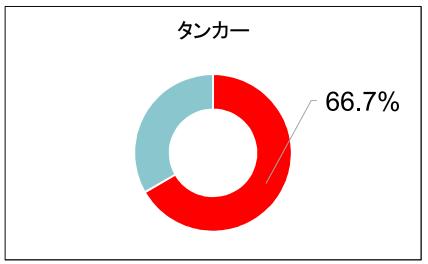
注:船員の「所定内」は1日8時間以内の労働時間の合計を、船員の「所定外」は1日8時間を超えた労働時間の合計を、それぞれ1人当たりに平均したもの船員の労働日数は、24時間作業が発生しなかった日を31日から除した日数を、1人当たりに平均したもの。

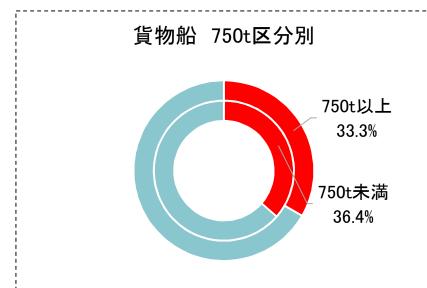


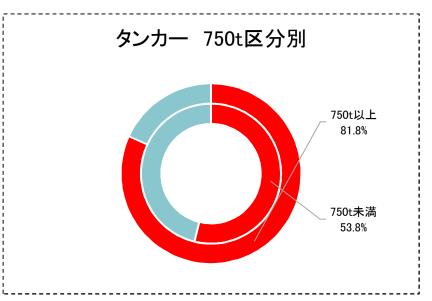


調査期間中において1日の総労働時間が14時間を超えた船員が発生した船舶の割合は以下のとおり。

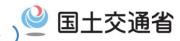




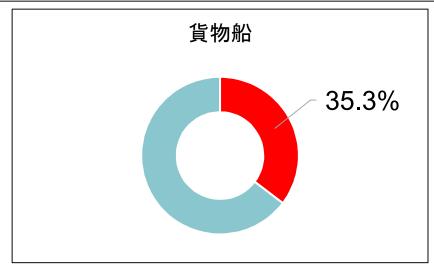


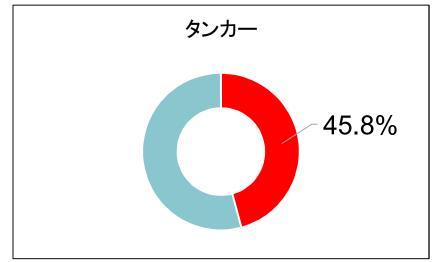


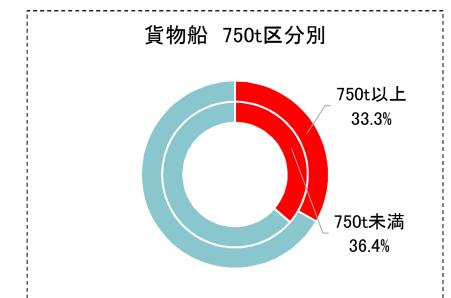
2. 長時間労働者の発生状況②(1週間の総労働時間<船舶単位>

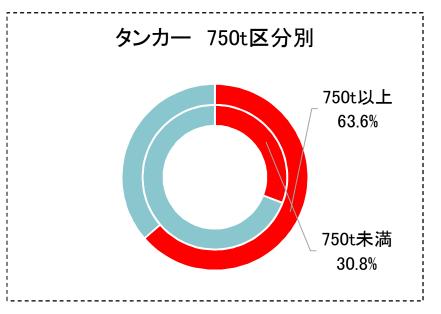


調査期間中において1週間の総労働時間が72時間を超えた船員が発生した船舶の割合は以下のとおり。





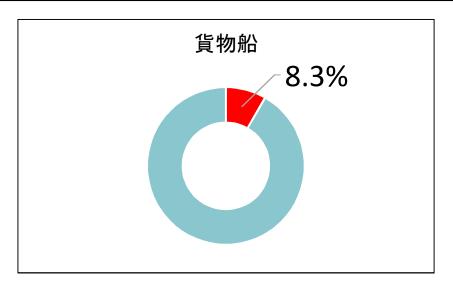


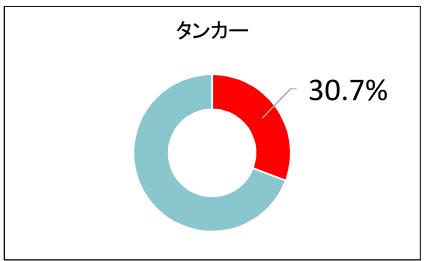


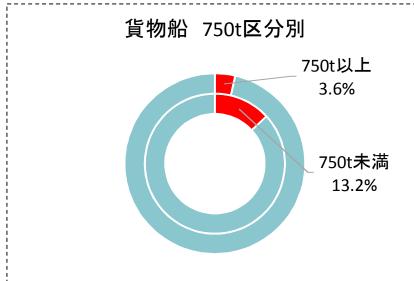


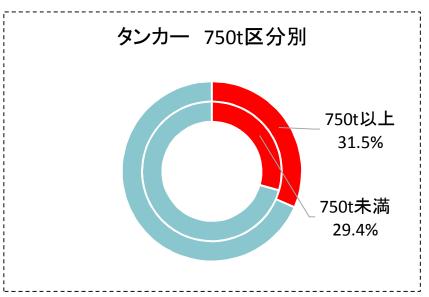


調査期間中において1日の総労働時間が14時間を超えた船員の割合は以下のとおり。

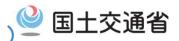




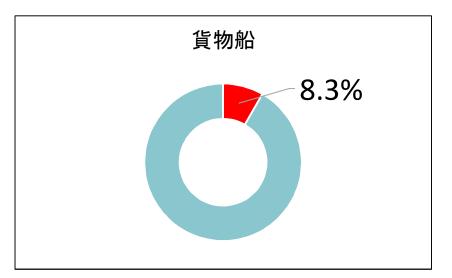


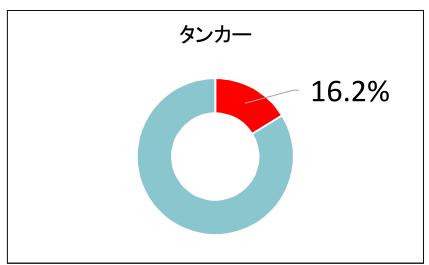


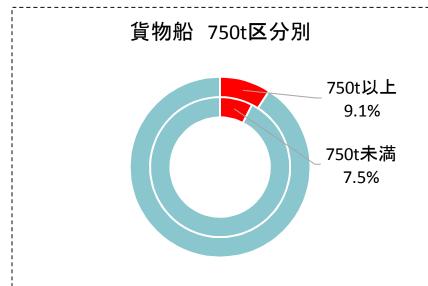
2. 長時間労働者の発生状況④(1週間の総労働時間<船員単位>) 国土交通省

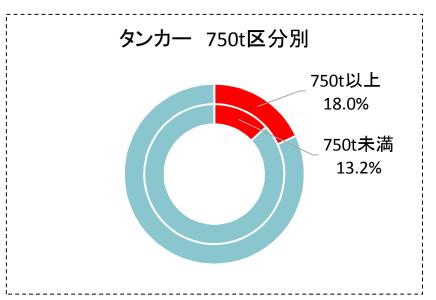


調査期間中において1週間の総労働時間が72時間を超えた船員の割合は以下のとおり。





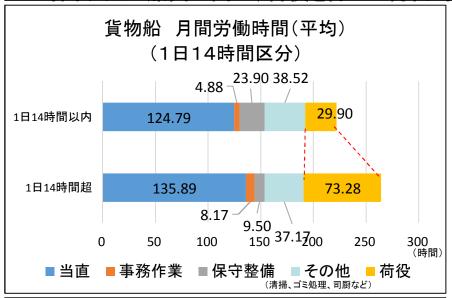


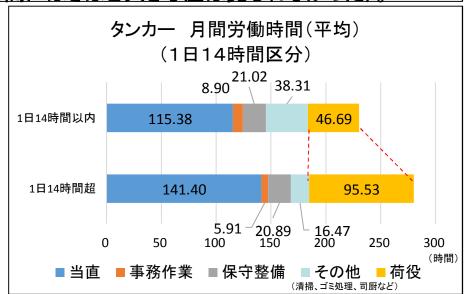


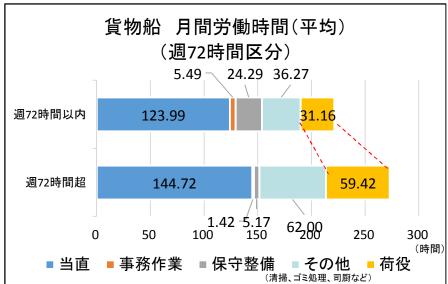
3. 荷役時間と労働時間の関係

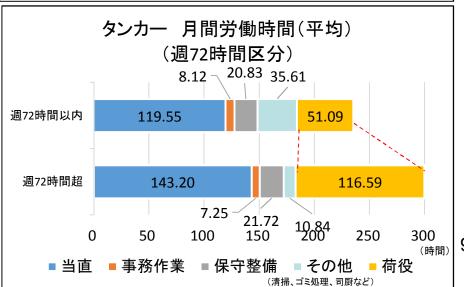


荷役時間の長さと労働時間の長さには相関関係が見られた(1日の労働時間が14時間超の船員と 14時間以内の船員の間で、荷役を除いた労働時間にはさほど大きな差は見られなかった)。

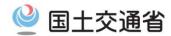








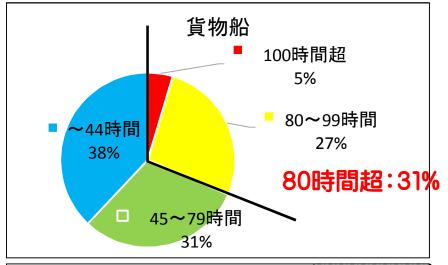
4. 労災認定基準との関係(試算)

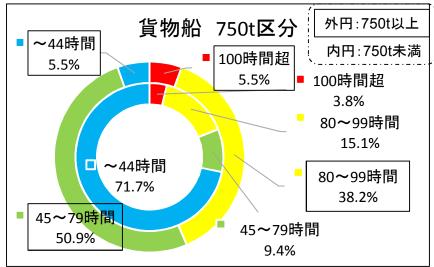


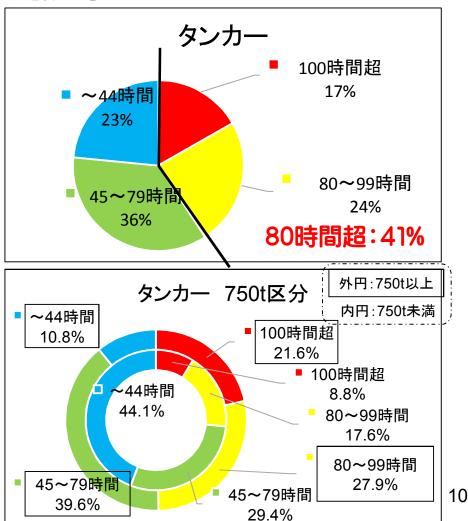
船員の労災認定も、陸上労働者と同様の基準※で審査されており、このうち労働時間に関する基準(1ヶ月 間に100時間又は2~6ヶ月間平均で月80時間)との関係で機械的に計算すると、相当割合の船員がこの 基準を超えていることになる状況。

※1週間の総労働時間から40時間を除した時間を時間外労働の時間数として計算

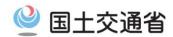
【労災認定基準超の船員の割合(28日(4週間分)の時間外労働を算出)】





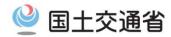


【参考】船員の労働時間のルール[船員法]

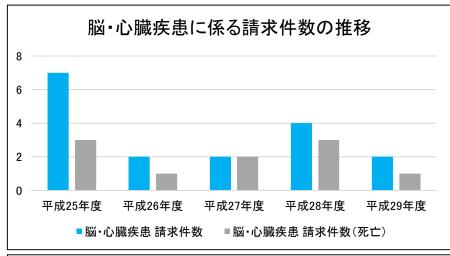


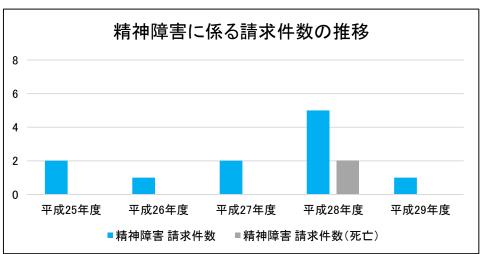
労働時間の定義	職務上の命令により <u>作業に従事する時間</u>
労働時間	・1日: 原則8時間以内 最大14時間以内 ・1週間: 基準労働期間について平均40時間以内 最大72時間以内 ※ 上限の適用除外:人命救助、操練、当直時の通常交代作業 ※ 下線部について罰則あり ・労使協定により延長することができる時間外労働の上限: 4週間当たり56時間
割増手当	・時間外労働 3割増 ・補償休日労働 4割増
休息時間	・分割は1日について2回以内 ・2回に分割した場合、いずれか長い方は6時間以上
休日•補償休日	 ・原則:基準労働期間について1週間当たり平均1日以上の付与義務 ・週休日1日が与えられない場合又は所定内労働時間が1週間当たり40時間を超える時間8時間当たり1日の補償休日を付与 ・補償休日労働の限度は、週休日及び補償休日の合計の1/3(切り下げ)の日数
基準労働期間	基準労働期間(外航・労働協約船:1年、沿海不定期船:9ヶ月)とは、休日・補償休日 を清算する期間。

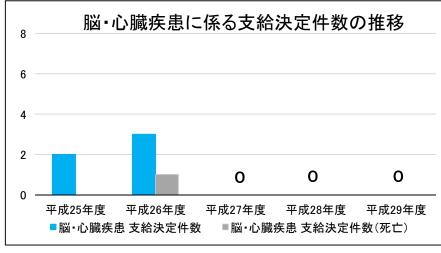
【参考】船員の過労死等の労災補償状況

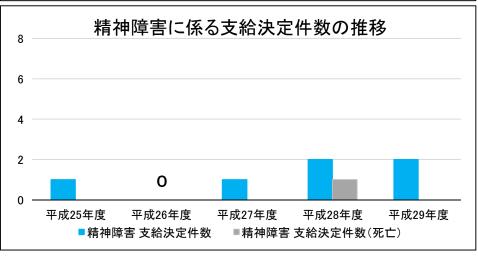


「日本標準職業分類」のうち船員と類推される小分類 ※ に区分された件数であり、船員法上の船員に限らない。





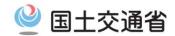




出典:厚労省提供資料により海事局作成

- ※ 船員と類推される小分類は、「船長(漁労船を除く)」、「航海士・運航士(漁労船を除く),水先人」、「船舶機関長・機関士(漁労船を除く)」、「甲板員, 船舶技士」、「船舶機関員」とした。
- (注)1 支給決定件数は、当該年度内に「業務上」と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。 2 請求件数及び支給決定件数における(死亡)は、請求件数及び支給決定件数の内数である。

【参考】脳・心臓疾患の労災認定基準の概要



異常な出来事

短期間の過重業務

業務による明らかな過重負荷

長期間の過重業務

発症直前から前日 までの間において、 発生状態を時間的 及び場所的に明確 にし得る異常な出 来事に遭遇したこと

- 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の 精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難 な異常な事態
- 緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発 的又は予測困難な異常な事態
- 急激で著しい作業環境の変化

発症に近接した時期において、特に過重な業務に就労したこと

発症前の長期間に

わたって、著しい疲

労の蓄積をもたらす

特に過重な業務に

就労したこと

労働時間

- ① 発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められること
- ② 発症前おおむね1週間以内に継続した長時間労働が認められること
- ③ 休日が確保されていないこと 等

認められること 週間以内に継続し

労働時間

- ① 発症前1~6か月間平均で月45時間 以内の時間外労働は、発症との関連性 は低い
- ② 月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる
- ③ <u>発症前1か月間に100時間</u>又は2~6 か月間平均で月80時間を超える時間外 労働は、発症との関連性は強い

労働時間以外の負荷要因 不規則な勤務 拘束時間の長い勤務 勤務形態等 出張の多い業務 交替制勤務,深夜勤務 温度環境 作業環境 騒音 時差 日常的に精神的緊張を 伴う業務 精神的緊張 発症に近接した時期に おける精神的緊張を伴う 業務に関連する出来事

出典: 脳・心臓疾患の労災認定(厚生労働省作成パンフレット)中 P7「脳・心臓疾患の業務起因性の判断のフローチャート」より引用。